

○菅原委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０２分

○菅原委員長 それでは、再開いたします。

一つ目であります。令和８年第２回定例会の運営についてということで、（１）の市長提出議案のうち配付済みのものについて、理事者から説明願います。

○土岐総務部長 令和８年第２回定例市議会を６月１５日開会ということで、昨日、招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決案件が１０６件、報告案件が４件の合わせて１１０件でございます。

議案第１号から議案第９号までの令和８年度各会計補正予算及び報告第１号から報告第３号までの令和７年度各会計予算の繰越しにつきましては、後ほど行財政改革部長から御説明させていただきます。

議案第１０号から議案第９４号までにつきましては、いずれも条例の制定でございます。

議案第１０号、議案第１６号、議案第１８号、議案第２０号から議案第２７号まで、議案第２９号から議案第３２号まで、議案第３４号から議案第５２号まで、議案第５４号から議案第５７号まで、議案第５９号から議案第６４号まで、議案第６６号、議案第７２号、議案第７４号、議案第７６号、議案第８３号、議案第８５号、議案第８６号及び議案第８８号から議案第９４号までの議案は、いずれも受益と負担の適正化を図るため、使用料等又は手数料を改定するものであり、これらのうち議案第１０号、議案第２３号、議案第３４号、議案第３７号、議案第３８号、議案第４８号、議案第５１号、議案第５６号及び議案第７６号は、併せて文言の整理等、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

議案第１１号、議案第１２号、議案第２８号及び議案第６９号から議案第７１号までの議案は、いずれも消費税及び地方消費税を適正に転嫁するため、使用料又は手数料を改定しようとするものであり、これらのうち議案第２８号は、併せて所要の規定の整備をしようとするものでございます。

議案第１３号は、非常勤の特別職の職員が会議等に参会したときの旅行に係る旅費の種類について改定しようとするものでございます。

議案第１４号は、国家公務員の給与改定に準じて、駐車場等に係る通勤手当に関する規定を整備しようとするものでございます。

議案第１５号は、旅費における宿泊費の上限を引き上げるほか、転居費に係る規定を整備しよう

とするものでございます。

議案第 17 号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の定額部分の額を改定しようとするものでございます。

議案第 19 号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律等の一部改正に伴い、電子証明書が記録された特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第 33 号は、受益と負担の適正化を図るため、利用料金設定基準を改定するほか、体育館の個人使用の利用料金区分を新たに設定しようとするものでございます。

議案第 53 号は、病院事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするものでございます。

議案第 58 号は、受益と負担の適正化を図るため、利用料金設定基準を改定するほか、施設の開館時間を変更しようとするものでございます。

議案第 65 号は、受益と負担の適正化を図るため、使用料を改定するほか、バンガローの利用時間の区分を変更しようとするものでございます。

議案第 67 号は、市営住宅の駐車場の使用料の上限額を改定しようとするものでございます。

議案第 68 号は、受益と負担の適正化を図るため、手数料を改定するとともに、制限地域又は特別制限地域において許可を必要とする広告物等から一部の広告旗を除外するほか、許可等の表示に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第 73 号は、受益と負担の適正化を図るとともに、消費税及び地方消費税を適正に転嫁するため、使用料を改定するとともに、一部の公園施設について使用時間を変更しようとするものでございます。

議案第 75 号は、公共下水道事業の計画処理人口の変更を行うほか、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の整備をしようとするものでございます。

議案第 77 号から議案第 80 号までは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、こども家庭庁が所管する関係条例について所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 81 号及び議案第 82 号は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、それぞれ所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 84 号は、地方税法の一部改正に伴い、引用条項の整備をしようとするものでございます。

議案第 87 号は、正和小学校を廃止し、東五条小学校、新富小学校及び永山南小学校に統合しようとするものでございます。

議案第 95 号から議案第 101 号までにつきましては、いずれも財産の取得でございます。

議案第 95 号は、路面清掃に充てるため、路面清掃車 1 台を 4 千 5 1 0 万円で、北海道市町村備荒資金組合から、議案第 96 号は、大規模災害時の救急医療等に充てるため、災害対応特殊救急自

動車1台を2千880万200円で、旭川トヨタ自動車株式会社旭川店から、議案第97号は、避難所における避難者の生活環境の整備に充てるため、避難所用間仕切りテント1千100組を7千199万5千円で、イハラ消防設備株式会社から、議案第98号は、住民基本台帳等に係る事務の執行に充てるため、基幹業務システム用端末44台を2千263万円80円で、株式会社コンピューター・ビジネスから、議案第99号は、焼却施設の維持管理に充てるため、焼却施設用部品1式を2千860万円で、荏原環境プラント株式会社北海道支店から、議案第100号は、金属材料等の強度測定に充てるため、万能材料試験機1式を3千872万円で、株式会社札幌谷藤から、議案第101号は、一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器180組を2千568万5千円で、緊急通報システム事業協同組合から、それぞれ買収しようとするものでございます。

議案第102号は、財産の処分でございます、GIGAスクール端末等2万3千575台を1台当たり4千405円50銭、売却予定総額として1億385万9千662円で、リネットジャパンサイクル株式会社に売却しようとするものでございます。

議案第103号から議案第105号までにつきましては、いずれも契約の締結でございます。

議案第103号、忠和6条道路線改良工事は、契約金額4億2千438万円で、株式会社生駒組ほか1社で構成される共同企業体と、議案第104号、忠和6条道路線改良その2工事は、契約金額2億8千160万円で、株式会社石田兼松八興建設ほか1社で構成される共同企業体と、議案第105号、永山東光線橋梁新設下部（橋脚工）工事は、契約金額3億5千915万円で、株式会社橋本川島コーポレーションほか1社で構成される共同企業体と、それぞれ契約を締結しようとするものでございます。

議案第106号は、市道路線について、1路線を廃止しようとするものでございます。

報告第4号は、交通事故による損害賠償の額を定めることについてでございます、7万8千452円を損害賠償の額として、5月14日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

〇三宮行財政改革部長 議案第1号から議案第9号の令和8年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億4千229万9千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、15ページから20ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、15ページの1款議会費では、運営費で2万3千円、2款総務費では、人事管理費など12事業で324万6千円、16ページから17ページにわたりますが、3款民生費では、障害者自立支援給付費など25事業で1億875万6千円、17ページの4款衛生費では、赤ちゃん訪問指導費など8事業で1億7千933万3千円、18ページの6款農林水産業費では、運営費など7事業で6千406万円、7款商工費では、中小企業振興資金融資事業費など2事業で44万9千円、18ページから19ページにわたりますが、8款土木費では、地籍調査費など4事業で6千721万8千円、19ページの9款消防費では、管理事務費など3事業で7千238万5千円、19ページから20ページにわたりますが、10款教育費では、管理事務費など9事業で410万9千円、20ページの13款職員費では給料及び諸手当など2事業で4千272万円をそれぞれ追加す

るものでございます。

これらの財源につきましては、11ページから14ページの歳入にお示しいたしておりますように、11ページ16款使用料及び手数料で1億6千918万7千円、11ページから12ページにわたりますが、17款国庫支出金で3千994万9千円、12ページから13ページにわたりますが、18款道支出金で5千926万6千円、13ページの20款寄附金で100万円、21款繰入金で915万2千円、14ページの22款繰越金で1億2千67万7千円、23款諸収入で2千326万8千円、24款市債で1億1千980万円をそれぞれ追加するものでございます。

4ページ上段の第2表、繰越明許費では、消防自動車整備費について繰越明許費を設定するものでございます。第3表、地方債補正では、子育て支援施設整備事業など4件の限度額を変更するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。議案第2号、令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ118万7千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、25ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費では、管理事務費で114万円、5款保健事業費では、疾病予防費4万7千円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、5款繰入金で118万7千円を追加するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。議案第3号、令和8年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきましては、歳出予算を補正するものでございます。その内容といたしましては、28ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費の施設管理費で4万9千円を減額し、2款公債費の長期債利子で同額を追加するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。議案第4号、令和8年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万円を追加するものでございます。その内容といたしましては、29ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款教育英費の育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金で12万円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。議案第5号、令和8年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ180万円を追加するものでございます。その内容といたしましては、33ページから34ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費では、管理事務費など3事業で142万5千円、33ページから34ページにわたりますが、3款地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費など7事業で37万5千円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、31ページから32ページの歳入にお示しいたしておりますように、2款国庫支出金で12万4千円、3款支払基金交付金で4万5千円、4款道支出金で6万1千円、6款繰入金で157万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。議案第6号、令和8年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ23万5千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、37ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしております

すように、1 款総務費の管理事務費で 2 3 万 5 千円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、2 款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、議案第 7 号、令和 8 年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、4 1 ページの実施計画にお示しいたしておりますように、水道事業費用で 9 3 万円、資本的支出で 9 0 万円をそれぞれ追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

次に、議案第 8 号、令和 8 年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、4 6 ページの実施計画にお示しいたしておりますように、下水道事業収益で 1 9 万円、下水道事業費用で 9 3 万円、資本的支出で 2 8 8 万 2 千円をそれぞれ追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

最後に、議案第 9 号、令和 8 年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、5 1 ページの実施計画にお示しいたしておりますように、病院事業収益で 6 5 3 万 6 千円、病院事業費用で 3 千 3 0 4 万 5 千円をそれぞれ追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

続きまして、報告第 1 号から報告第 3 号までの令和 7 年度各会計予算の繰越しの報告につきまして、御説明申し上げます。

初めに、報告第 1 号を御覧ください。令和 7 年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてでございますが、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、航空路線確保対策費など 5 4 事業につきまして、令和 7 年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第 2 号、令和 7 年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、配水管布設工事など 4 事業につきまして、令和 7 年度内に支払義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

最後に、報告第 3 号、令和 7 年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、下水管布設工事など 3 事業につきまして、令和 7 年度内に支払義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○菅原委員長 ただいま、説明を受けたところでありますが、特に発言等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、(2)であります。追加提出予定のものについて、理事者から説明願います。

○土岐総務部長 追加を予定しております議案につきましては、公平委員会委員の選任及び農業委員会委員の任命の 2 件でございます。公平委員会委員の選任につきましては、東郷明子氏が本年 7 月 2 2 日をもって任期満了となることによるものでございます。農業委員会委員の任命につきましては、石尾卓也氏ほか 2 6 名が本年 7 月 2 9 日をもって任期満了となることによるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○菅原委員長 ただいま、説明いただきました。特に発言等はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 それでは、従来どおり各派会長会議で協議することと及び本会議直接審議とし、本会議で扱う日程については、別途協議するということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 では、そのように扱いたいと思います。

次に、（３）の議会提出議案についてであります。アの請願・陳情議案の委員会付託について、イの請願・陳情議案の審査結果報告について、以上２点について事務局から説明願います。

○香川議会事務局議事調査課長 アの請願・陳情議案の委員会付託についてであります。６月４日現在、陳情を４件受理しております。陳情第５７号の熊の無差別駆除の即時停止及び共生政策の実施について及び陳情第５８号のメッセンジャーRNAワクチン接種事業の中止を求める意見書の提出を求めることについてにつきましては、いずれも民生常任委員会に、陳情第５９号の既存相談窓口へのAI相談の追加及びAIを活用した寄り添い型相談支援モデルの実証導入を求めることについて及び陳情第６０号の公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについてにつきましては、いずれも子育て文教常任委員会に、それぞれ付託になろうかと思っております。御了承いただければ、６月１５日の本会議で、その手続を取ることとなります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告についてであります。総務常任委員会で２件、民生常任委員会で５件、経済建設常任委員会で２件、子育て文教常任委員会で１件、結論が出ており、総務、民生、経済建設及び子育て文教各常任委員会委員長から議長宛てにそれぞれ審査結果報告書が提出されておりますので、本会議での取扱い時期等につきまして御協議いただきたいと思います。なお、今後結論が出たものにつきましても、改めて御協議いただきたいと思います。

以上でございます。

○菅原委員長 ただいま説明いただきました。まず、アについてであります。事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 では、そのとおり扱うことといたします。

それから、イのうちで結論が出ているものについては、会期末の本会議で扱うことによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 それでは、よろしいということありますので、後日の議会運営委員会で質疑、討論の有無及び賛否を確認してまいります。

それから、イのうち今後結論が出たものについては、改めて協議することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 では、そのとおり扱うことといたします。

次に、ウの意見書・決議案についてであります。事前に、自民会議から３件、民主連合及び市民連合から２件、民主連合及び無所属横山議員から２件、民主連合から１件、公明党から４件、共産から４件、合計１６件の提案がありましたので文案を配付しているところであります。これ以外に議案予定の提案予定の会派等がありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 ないということですので、調整は従来どおり代表者会議で行うことといたします。

続きまして、（４）の議案の審議方法についてであります。令和８年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案についてであります。議案第１号ないし議案第１０５号の以上１０５件について、本会議直接審議または特別委員会付託のどちらかにするかについて、各会派及び無所属に伺ってまいります。

○えびな委員（自民会議） 本会議直接審議でよろしいかと思いますが、他の会派と合わせたいと思います。

○金谷委員（民主連合） ほかの会派に合わせます。

○中野委員（公明党） 本会議直接審議でよろしいと思いますが、他の会派に合わせたいと思います。

○まじま委員（共産） 特別委員会設置が望ましいと思います。

○塩尻委員（市民連合） 特別委員会の設置を希望したいと思います。

○横山委員外議員（無所属） 他の会派に合わせたいと思います。

○菅原委員長 ただいまの結果、自民会議が本会議直接審議でよいが他の会派に合わせる、それから、民主連合が他の会派に合わせたい、公明党が本会議直接審議でよいが他の会派に合わせる、共産は特別委員会設置が望ましい、市民連合も特別委員会設置、無所属横山議員は他の会派に合わせたいということありますが、無所属安田議員は本会議直接審議が望ましいが他の会派に合わせるということであります。合わせるという会派も含めて、大勢の意見といたしましては特別委員会の設置が望ましいということで判断されていますので、今回につきましては、特別委員会へ付託とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 では、そのとおり扱うことといたします。

続きまして、特別委員会付託ということですので、付託議案については議案第１号ないし議案第１０５号の以上１０５件といたします。なお、付託議案以外の議案第１０６号及び報告１号ないし報告第４号の以上５件につきましては、本会議直接審議といたします。名称につきましては、補正予算等審査特別委員会です。委員会構成につきましては、正副委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 構成メンバーは１５人といたします。内訳につきましては、自民会議が５名、民主連合は３名、公明党は２名、共産２名、市民連合２名、無所属１名といたします。正副委員長につきましては、各会派及び無所属に希望を伺います。

○えびな委員（自民会議） 相談に乗りたいと思います。

○金谷委員（民主連合） 相談には乗ります。

○中野委員（公明党） 相談に乘らせていただきたいと思います。

○まじま委員（共産） 希望しません。

○塩尻委員（市民連合） 希望しません。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○菅原委員長 無所属安田議員のほうからも希望しないとお聞きしております。ただいま相談に乗るといたしました自民会議、民主連合、公明党で、調整のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。届出の時期につきましては、日程のところを確認をさせていただきます。委員名の届出であります、日程のところでもこれも確認をしてまいります。設置の時期についても日程のところを確認をしてまいります。委員会の場所ではありますが、第1委員会室とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、一般質問についてであります。時期それから通告につきましては、日程のところを確認をいたします。時間ではありますが、質問のみ25分。ただし、一問一答の方式の場合は、質問時間を確保した上で、答弁を含めておおむね60分を目安とさせていただきます。回数につきましては、一問一答の方式の場合は回数制限を設けず、一括方式の場合は3回以内といたします。人数について聞いてまいります。

○えびな委員（自民会議） 6名から7名でお願いいたします。

○金谷委員（民主連合） 2名から3名でお願いします。

○中野委員（公明党） 3名から4名でお願いします。

○まじま委員（共産） 2名でお願いします。

○塩尻委員（市民連合） 1名から2名でお願いします。

○横山委員外議員（無所属） 1名でお願いします。

○菅原委員長 無所属安田議員からは1名と伺っております。結果的に16名から20名となります。順序であります、正副議長、それから議会運営委員会正副委員長の立会いの下、抽せんとなります。場所につきましては質問者席となりますので、これについても御承知ください。

続きまして、大綱質疑であります。これにつきましても、時期それから通告につきましては、日程のところを確認をいたします。時間につきましては、質疑のみ25分となっております。回数ではありますが、3回以内といたします。次に、質問者の人数を確認してまいります。

○えびな委員（自民会議） ゼロから1名でお願いいたします。

○金谷委員（民主連合） ゼロないし1名です。

○中野委員（公明党） ゼロから1名でお願いします

○まじま委員（共産） 1名でお願いします。

○塩尻委員（市民連合） ゼロでお願いします。

○横山委員外議員（無所属） ゼロでお願いします。

○菅原委員長 無所属安田議員からはゼロと伺っておりますので、結果的に1人から4人ということになります。続きまして、順序であります、これにつきましても、正副議長、

それから議会運営委員会の正副委員長立会いの上、抽せんとなります。場所につきましても、質疑質問席となりますのでよろしくお願ひいたします。

次に、（7）の会期と日程についてであります、正副委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 ただいま、日程案を事務局から配付させますので少々お待ちください。

(日程案配付)

○菅原委員長 日程案をお配りさせていただきました。

既に、6月8日告示となっております。期間は、6月15日開会し、閉会は6月30日となり、通算16日間となります。6月15日、本会議を開き、提案説明となります。そして、正午までに一般質問の通告締切り、その後、抽せんとなります。16日は休会日ですが、正午までに大綱質疑の通告締切り、その後、抽せんとなります。19日、20日、23日が一般質問で、19日は補正予算等審査特別委員会の委員名の届出を、正午までをお願いしたいと思います。一般質問の人数ですが、今回、ちょっと多めであります。16人から20人ということありますので、18人を超える場合は会議終了時間が5時を過ぎることもあることを御了承願いたいと思っております。24日に大綱質疑の後、補正予算等審査特別委員会を設置し、25日、26日に審査をし、その後、取りまとめとなります。そして、30日に本会議で議案審査、閉会となります。

以上の日程でよろしいでしょうか。

○中野委員（公明党） 今の日程の件について、ちょっと意見というか、確認をさせていただきたいなと思います。委員長のほうから、人数によっては、会議時間午後5時を過ぎるというような御発言がここ最近では初めてあったかなというふうに思います。これまで、過去、本会議の会議時間は5.5時間だと思っておりますので、午後5時を過ぎて、会議、一般質問ですか、これを続行したっていう経過ちょっと私あまり記憶にないんです。一応、職員のこともありますし、これまで旭川市議会として、午後5時っていうことを一つのルールとしてやってきたと思っておりますので、ちょっと過去の経過確認をさせていただきたいと思います。

○菅原委員長 ただいま中野委員から質問いただきました。過去に議事進行など不測の事態が起きた場合を除き、午後5時を過ぎて続行したという経過はありません。今、16人から20人ということありますので、今後、また増えるか減るかということもありますので、またそのときに正副委員長でしっかり検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○中野委員（公明党） 私が問題視したのは、委員長のほうから午後5時を過ぎることも了解してほしいということでの御発言があったので、そういった委員長の一存で、さらっとここで全会一致にしていいいのかっていうところの問題提起でございます。過去の経過としては、午後5時を過ぎての一般質問はないということでありましたので、そういったことになると異例の対応でありますので、もしも午後5時を過ぎる可能性があるとした場合は、やはり何らかの形で、議運を開く、もしくは代表者会議を開く、そして、各会派の意向を聞いた上で、しっかりとした協議の経過を経て、本会議、午後5時以降の続行を決めていくのが、私はふさわしいというふうに思っております。

お話があったとおり、16人から20人ということであるので、下限値16人なので、私も1日7人っていう想定はまだしづらいなというふうには思っております。繰り返しになりますが、問題視しているのは、委員長のほうから、午後5時を超えてもということでありましたので、その辺のバックアッププランというか、もしも1日7名というような想定が出てきたときに、間違いなく午後5時を超えると思います。午後5時を超える可能性が生じたときに、委員長としてどのように進行していこうと考えているのか、もう一度、委員長の御意見、また、御説明をいただければなというふうに思います。

○菅原委員長 いずれにしても、人数はしっかり確定しているところでありませぬので、確定した時点で正副委員長でしっかり議論し、また、皆さんと話し合いを持って結論を出したいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

それでは、その他というところでありまふ。（１）の令和８年度議会費補正予算についてでありまふ。このことについて、事務局から説明願ひまふ。

○小松議会事務局次長 令和８年第２回定例会に提出されております令和８年度補正予算のうち、議会費に係る説明資料を本日配付いたしてあります。補正予算額としましては、議会費全体で２万３千円の増となっております。その内容といたしましては、会計年度任用職員の通勤手当であり、国において駐車場等の利用に対する通勤手当が新設され、本市においても、国に準じ、令和８年４月利用分から運用を始める予定であることから、その増額分となっております。

以上でございます。

○菅原委員長 事務局の説明のとおりとなっておりますが、御承知願ひたいと思ひます。

次に、（２）の令和８年度全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達式についてでありまふ。このことについて、事務局から説明願ひまふ。

○小松議会事務局次長 配信しております資料に基づき説明いたします。

伝達式は、第２回定例会開会日、令和８年６月１５日に、議場において、本会議で諸般の報告の後、休憩して行ひまふ。被表彰者は、議員１５年以上表彰、石川厚子議員、松田卓也議員の計２名で、伝達品は、表彰状及び記念品です。感謝状受領者は、福居秀雄議長で、全国市議会議長会国会対策委員会委員としての功績による感謝状を読み上げ、伝達することとします。伝達方法は、事務局から氏名を読み上げ、それぞれ自席から前に進み出て受け取ることにします。伝達者は、議長が感謝状受領者となっていることから、副議長となります。表彰状及び感謝状の伝達後、お祝いの言葉を副議長及び市長からいただき、引き続いて、受賞者を代表して石川厚子議員から謝辞をいただくことにします。いずれも登壇となります。

以上、御確認をお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの事務局の説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 では、そのように扱ひまふ。

次に、（３）の陳情の取扱いについてということでありまふが、このことにつきましては、５月１３日に、議長から議会運営委員会に陳情の取扱いについて諮問がありました。現在、陳情については、請願と同じ取扱いとしているところでありまふが、令和６年第１回定例会において会議規則を改正し、従前のその内容が請願に適合するものは、請願の例により処理をするとしていたものから、議長が必要があると認められるものは、請願の例により処理するとしたところでありまふ。この議長が必要があると認めるものの運用について、代表者会議で協議をするということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 では、そのように扱ひたいと思ひます。

協議事項は以上でございます。

それでは、次回の議会運営委員会の招集でありまふが、追って連絡をしたいと思ひますのでよろ

しくお願いいたします。

散会いたします。

散会 午前 10 時 48 分